

○大府市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為等 に対する処分等に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号。以下「条例」という。）及び大府市水道事業指定給水装置工事事業者規程（令和4年大府市上下水道事業規程第3号）に基づき指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反、不誠実な行為等（以下「違反行為等」という。）に対する処分等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(処分の基準)

第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長（第2条第3項を除き、以下単に「市長」という。）は、違反行為等を行った指定工事事業者（以下「違反指定工事事業者」という。）に対し、別表第1に規定する違反の事実がある場合であって、同表に規定する処分の要件を満たしていると認めるときは、同表に規定する処分を行うものとする。

2 市長は、前項の処分のうち、指定の停止に係る期間については、別表第2に規定する違反の事実に応じ、同表に規定する処分基準点数に基づき処分点数を算定し、その処分点数が別表第3に規定する処分点数に達したときは、その処分点数に応じ、同表に規定する処分を行うものとする。

3 市長は、違反指定工事事業者に対し、条例第7章の規定により過料を科する場合は、別表第4に規定する違反の事実に応じ、同表に規定する処分を行うものとする。

(処分の決定)

第3条 市長は、別に定める大府市水道事業指定給水装置工事事業者処分審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議結果をもとに違反指定工事事業者の処分を決定する。

(処分の通知)

第4条 市長は、前条の規定により違反指定工事事業者の処分を決定したときは、当該違反指定工事事業者に対し、違反行為等に係る処分通知書（第1号様式）により、処分の内容を通知する。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第5条 市長は、違反行為等に対する処分の内容が行政処分に相当すると認められるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会を付与する手続を行うものとする。

2 聴聞又は弁明の機会の付与に関しては、大府市行政手続条例（平成11年大府市条例第1号）の定めるところによる。

(指定工事事業者に対する注意)

第6条 市長は、指定工事事業者について、別表第1に規定する違反の事実がある場合であって、同表に規定する処分の要件を満たしていないと認めるときは、当該指定工事事業者に対し、違反行為等に係る注意書（第2号様式）により、当該違反行為等に関する注意を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第6条関係)

区分	違反の事実	処分の要件	処分の内容
1 指定要件違反 (水道法第25条の11第1項第1号)	(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	相当の期間を定め、当該期間内に休止届又は廃止届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(2) 水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号) 第20条で定める機械器具を有しなくなったとき。	相当の期間を定め、当該期間内に欠けている機械器具を備え付けるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(3) 精神の機能の障がいにより給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (個人の場合に限る。)	相当の期間を定め、当該期間内に廃止届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(4) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
	(5) 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
	(6) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	左記の事実があった場合で、特に悪質であると市長が認める場合 左記の事実があった場合 (上記以外)	指定の取消し 指定の停止
2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反 (水道法第25条の11第1項第2号)	(1) 給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したにもかかわらず、その旨を届け出ないとき。	相当の期間を定め、当該期間内に選任届又は解任届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の取消し
	(2) 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所において選任され、その職務を	相当の期間を定め、当該期間内に2以上の兼務を解消するために必要な解任届を提出するよう指導し	指定の停止

	行うことに支障があると認められるとき。	たにもかかわらず、これに従わなかった場合	
3 届出義務違反（水道法第25条の11第1項第3号）	(1) 事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間内に事業所の名称、所在地等の変更届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合又は虚偽の届出をした場合	指定の取消し
	(2) 廃止届、休止届若しくは再開届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間内に廃止届、休止届若しくは再開届を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合又は虚偽の届出をした場合	指定の取消し
4 事業の運営基準違反（水道法第25条の11第1項第4号）	(1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させないとき。	相当の期間を定め当該期間内に技能を有する公的な資格者、民間の資格者、あるいはこれらに類するもの以外に、資格を有していない場合であっても実際に技能を有している者を従事及び監督するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(2) 市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に工法等に適合させるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(3) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に基準に適合するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(4) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	相当の期間を定め、当該期間内に適正な機械器具を備え付け使用するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(5) 指名した給水装置工事主任技術者に施行した給水装置工事ごとに工事記	相当の期間を定め、当該期間内に記録の作成・保存するよう指導したにもかかわらず、これに従わな	指定の停止

	録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	かった場合	
5 工事施行に関する義務違反（水道法第25条の11第1項第5号から第7号まで）	(1) 給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	相当の期間を定め、当該期間内に給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせるよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(2) 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間内に誠実に報告及び資料を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
	(3) 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	相当の期間を定め、当該期間内に機能回復するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の停止
6 不正申請（水道法第25条の11第1項第8号）	(1) 不正の手段により指定業者としての指定を受けたとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し

別表第2（第2条関係）

区分	違反の事実	単位	処分基準点数
1 指定要件違反（水道法第25条の11第1項第1号）	(1) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。		
	①無断通水、メータの不正使用等をしたとき。	1回につき	7点～9点
	②道路占用許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	1回につき	4点
	③工事の施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	1回につき	7点～9点
	④工事の施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	1回につき	7点～9点
⑤その他の違反行為をしたとき。	1回につき	7点～9点	
	ア 市長の承認を受けないで工事を施		

	<p>行したとき。</p> <p>イ 工事完了後、市長の工事検査を受けなかったとき。</p>	1回につき	5点～6点
2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反（水道法第25条の11第1項第2号）	(2) 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所において選任され、その職務を行うことに支障があると認められるとき。	1回につき	5点～6点
4 事業の運営基準違反（水道法第25条の11第1項第4号）	(1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させないとき。	1回につき	4点
	(2) 市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	1回につき	5点～6点
	(3) 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	1回につき	7点～9点
	(4) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	1回につき	4点
	(5) 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	1回につき	5点～6点
5 工事施行に関する義務違反（水道法第25条の11第1	(1) 給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	1回につき	5点～6点
	(2) 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれ	1回につき	5点～6点

項第5号から第7号まで)	に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。		
	(3) 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大いとき。	1回につき	7点～9点

別表第3（第2条関係）

処分点数	処分の内容
1点以上4点以下	30日間の指定の停止
5点	60日間の指定の停止
6点	90日間の指定の停止
7点	120日間の指定の停止
8点	150日間の指定の停止
9点	180日間の指定の停止

備考 地域貢献度を考慮し、処分点数から1点～3点を減点することができる。

別表第4（第2条関係）

違反の事実	処分の内容 (過料)	関係法令条文
承認を受けないで給水装置工事をした者	3～5万円	条例第42条1号
条例第27条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者	3～5万円	条例第42条4号

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市水道事業大府市長

印

違反行為等に係る処分通知書

水道法（昭和32年法律第177号）、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号）及び大府市水道事業指定給水装置工事事業者規程（令和4年大府市上下水道事業規程第3号）等の規定に違反する行為等があったので、大府市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為等に対する処分等に関する事務処理要綱の規定に基づき次のとおり処分する。

記

- 1 理 由
- 2 関係規定
- 3 処分内容

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市水道事業大府市長となります。）。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市水道事業大府市長

印

違反行為等に係る注意書

水道法（昭和32年法律第177号）、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号）及び大府市水道事業指定給水装置工事事業者規程（令和4年大府市上下水道事業規程第3号）等の規定に違反する行為等があったので、再度違反行為等を起こさないよう
厳重注意する。

なお、再度違反行為等を起こした場合は、処分の対象となるので、十分注意すること。

記

- 1 理 由
- 2 関係規定